

公告

令和8年5月1日

豊橋市長 長坂 尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市学校施設包括管理業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、学校施設を対象に建築物、設備及びその他の工作物の保守点検、修繕（以下「維持管理業務」という。）を民間事業者へ一括して委託することにより、均質かつ合理的な施設保全を推進し学校環境の質的向上と安全性の確保を図るとともに、施設保全情報の一元管理を通じて、従来の事後保全から予防保全への転換を図る戦略的な施設マネジメント手法を検証し、本市の既存ストックにおける今後の効果的な長寿命化を推進するための、施設保全に係る技術管理体制の確立を目指す。

本業務の遂行にあたっては、保守点検や修繕を行う地元の事業者を適切に活用する体制を整え、地域における施工・保守体制の維持及び災害時等の対応力の継続に配慮し、地域経済の持続的な発展への寄与に考慮する。

また、本業務に含む維持管理業務の範囲は、上述の目的を十分に得られるものに限るものとする。

(3) 業務内容

別紙「豊橋市学校施設包括管理業務委託 業務仕様書（案）」のとおり

(4) 契約期間

業務準備期間：契約締結の日から令和8年10月31日まで

業務期間：令和8年11月1日から令和13年9月30日まで

(5) 業務場所

豊橋市の指定する場所

(6) 契約上限金額

金2,301,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約金額のうち、令和8年度の支払い可能額は192,318千円、令和9年度から令和13年度までの合計の支払い可能額は2,108,682千円を上限とする。

なお、修繕等業務費については下表の金額を固定値（税抜）として見積額を提示すること。

単位：千円

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
83,000	200,000	200,000	200,000	200,000	100,000	983,000

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの提案資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 本プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、令和8・9年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種「301. 建物等各種施設管理」について登録されていること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体の構成企業として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は、本業務の契約履行に関してすべての責任を負うものとする。
 - ウ 代表企業は上記(1)～(5)を、構成企業は上記(2)～(5)のすべての要件を満たしていること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市教育委員会教育政策課

電話：0532-51-2807

ファックス：0532-56-5104

電子メールアドレス：kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市教育委員会教育政策課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64583.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

エ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年6月8日（月）正午必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

以下の書類について、紙媒体（以下の部数を提出）及びPDFデータを提出すること。

(ア) 提案書鑑（様式4）1部

(イ) 提案書（任意様式）正本1部及び副本15部

(ウ) 見積書（様式5）1部

(エ) 財務諸表等（任意様式）16部

過去3年間の貸借対照表、損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し〔税務署に提出した書類及び添付書類〔経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等）〕の写し〕

※令和7年1月以降に電子申告により提出した法人税申告書等の写しについては、受信日時等を確認できる「受信通知」を添付すること。

エ 提出方法

紙媒体では持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）によるものとし、PDFデータは電子メールにより提出すること。

なお、提出書類のファイルサイズが大きくメール送付できない場合は、3（1）担当部署に連絡し、本市指定のファイル交換サービス（SmoothFile）にてデータを提出すること。なお、提出後は、提出した旨を電話連絡すること。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市学校施設包括管理業務委託プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合には、提案書等の書面審査により第二次評価対象者として3者程度を選定する。なお、書類審査の際に不明点が生じた場合は、本市から書面にて個別に質問をすることがある。

(2) 第二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和8年7月上旬

日時、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「豊橋市学校施設包括管理業務委託 プロポーザル実施要領」による。